青森県広域緑地計画
概要版

豊かなみどりで
つづる
青い森計画

豊かな青い森を育みます

はじめに

私たちのふるさと青森県は、十和田湖、奥入瀬渓流、八甲田山を抱える十和田八幡平国立公園や津軽平野にそびえる秀峰岩木山などの優れた自然に恵まれています。また世界遺産に登録された白神山地など原生的な自然が残されています。私たちは、この自然から、おいしい空気や水、そして豊かな農林水産物などの恩恵を受けています。

このような自然条件のもとで、環境との調和を図りながら都市づくりを進めてきました。

しかし、近年の価値観の多様化とともに心の豊かさが重視され、豊かさを実感できる生活環境の形成が求められています。このため人々が住まう都市における緑地の重要性が増してきました。

また、阪神・淡路大震災の際には、適正に植栽された公園などの緑地が延焼遮断帯や避難路、避難地として機能し、災害に強い都市構造の形成に寄与することが、改めて認識させられました。

すばらしい自然とそのもたらす恩恵を21世紀の子どもたちに伝えていくことは、私たちに課せられた大きな責務であり、同様に、緑豊かで快適な都市環境の創造も私たちに課せられた大きな課題となっています。

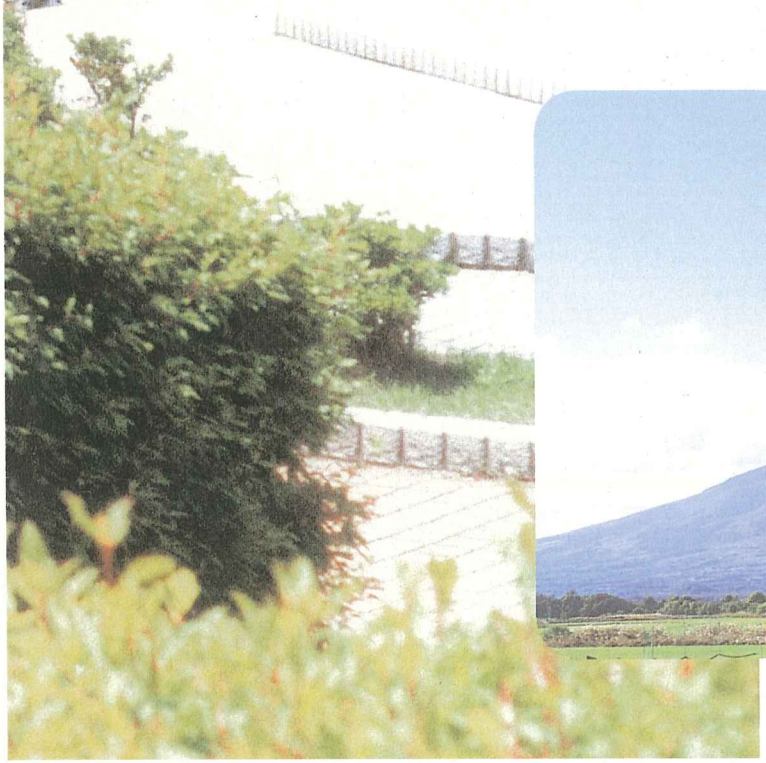

豊かなみどりでつづる青い森

新緑の白神山地（二ッ森岳山頂）

子供たちが遊ぶまちの公園

青森県のみどりの課題

青森県は、世界遺産に指定された白神山地をはじめ、八甲田連峰や岩木山などを代表とした豊かな自然環境に恵まれ、その多くを現在に伝えています。

しかし、近年の都市部への人口集中に伴い、市街地内では、みどり豊かな生活環境を求めることが困難な状況となっています。

また、豊かな自然環境も高齢化や人口減少による維持管理の担い手不足などにより、その保全が危惧されています。

このような状況の中で真に豊かな自然環境の保全とともに、身近な生活環境でのみどりの創出を図り、後世に伝えていくことを通じて、青森県らしさの創造が求められています。

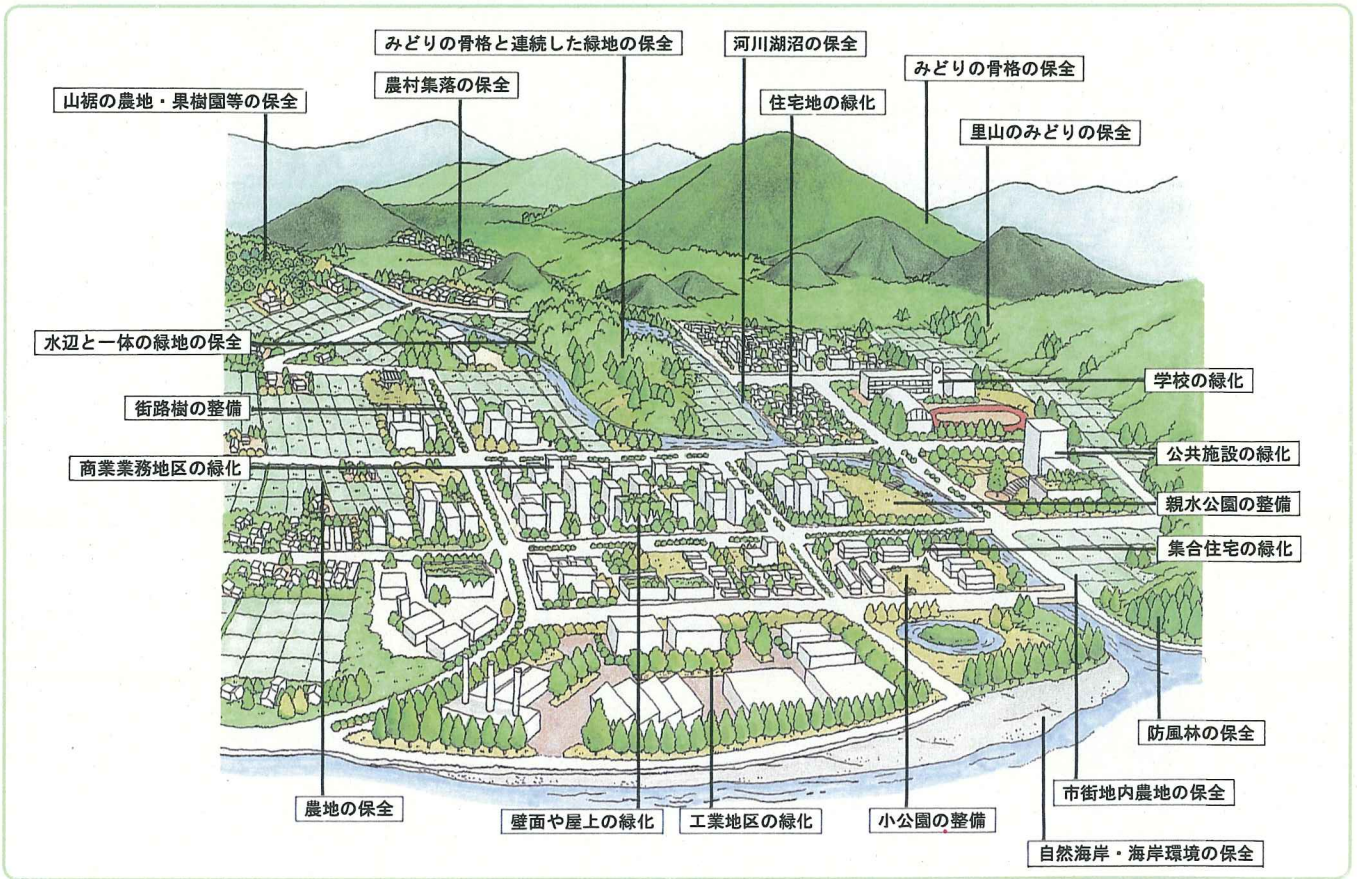

みどり豊かな都市

●緑の機能

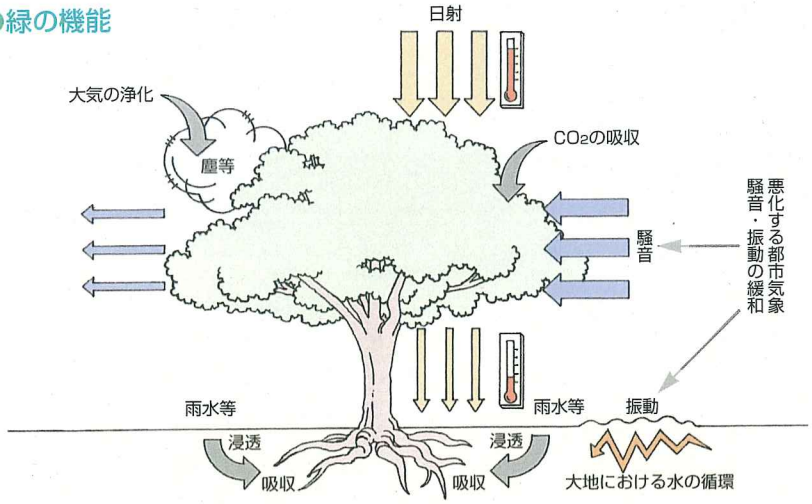

●市街地の緑はヒートアイランドを抑制します

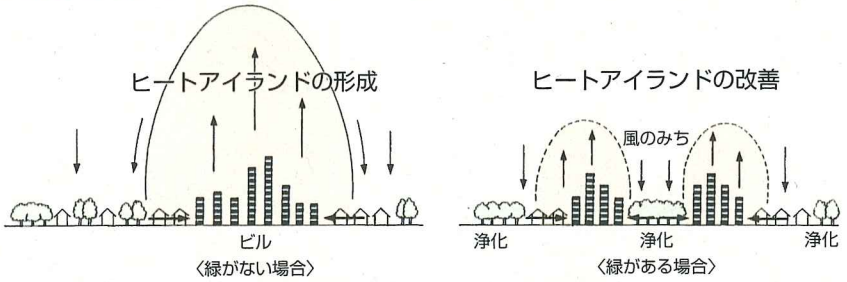

市街地と接して樹林地が存在する場合、市街地と樹林地との温度差により、樹林地内に部分的に下降気流が生じ、それにより冷却された重い空気が樹林地から市街地ににじみだし、市街地のヒートアイランドを改善する効果があります。

青い森計画…総合的な緑化へ

みどりの保全･創造･育成及びネットワークの形成に関する4つの基本方針を定め、みどり豊かなまちづくりをめざします。

「豊かなみどりでつづる青い森」

基本方針1.「自然環境や都市景観の保全」
テーマ. 先人から受け継いだ貴重で優れた「みどり」の保全

基本方針2.「都市の活力や魅力的な生活の創造」
テーマ. 次世代へ贈る質の高い「みどり」の創造

基本方針3.「景観向上、防災等のためのネットワークの形成」
テーマ. かけがえのない「みどり」のネットワークの形成

基本方針4.「まちづくりの主体形成と協働の取り組み」
テーマ. パートナーシップによる「みどり」の育成

みどりを保全します

テーマ
先人から受け継いだ貴重で優れた「みどり」の保全

「みどり」の骨格を中心に、動植物の生息生育環境や歴史文化資源にも配慮した、県土の保全を行い、先人から受け継いだ貴重な「みどり」を後世へ伝える役割を果たします。

1. みどりの骨格の保全
2. 都市周辺のみどりの保全
3. 身近なみどりの保全
4. 動植物の生息生育環境の保全
5. 歴史文化資源の保全

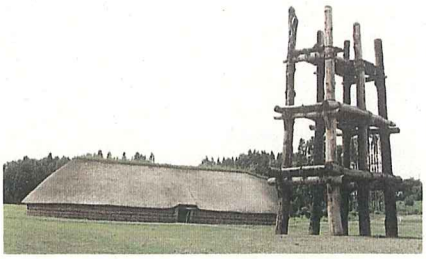

復元された三内丸山遺跡

奥入瀬渓流の新緑

県土のみどりの骨格

みどりを創造します

洞喰(ほらばみ)川改修直後（写真上）
同3年後（写真下）
[自然植生の回復がみられます]

青森市内の緑豊かな街路

テーマ
次世代へ贈る質の高い「みどり」の創造

地域固有の歴史文化を踏まえ、高齢化社会やレクリエーションニーズ等に対応した質の高い「みどり」の創造を行い、次世代への遺産とします。

1. 公的空間の緑化
2. 私的空間の緑化

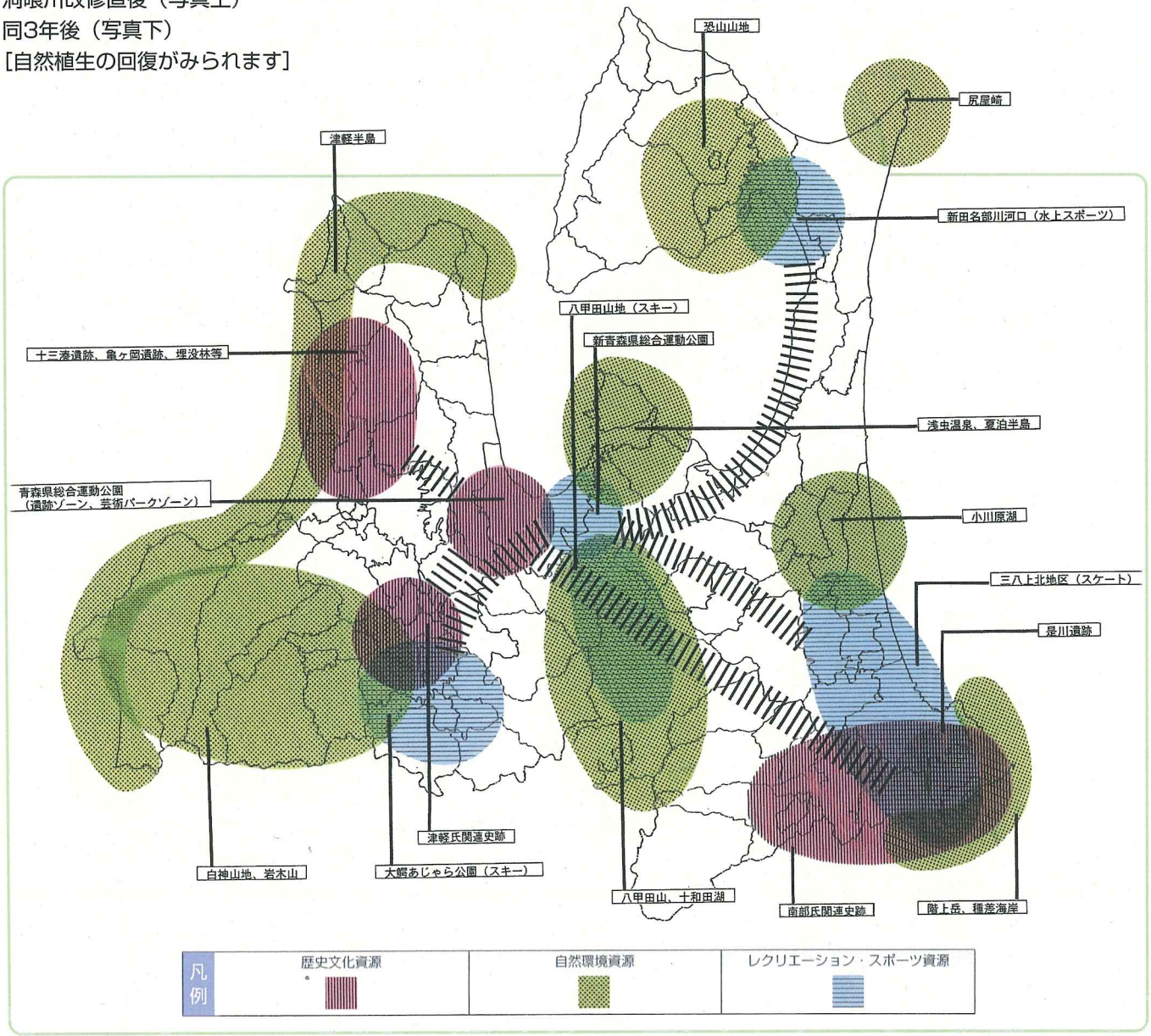

みどりの資源のネットワーク図

みどりをネットワークします

テーマ

かけがえのない「みどり」のネットワークの形成

様々な「みどり」の結び付きにより、景観的に優れ、安全で安心な都市の形成を図ります。

1. 歩行空間等のネットワーク化
2. ビオトープのネットワーク化
3. 防災緑地のネットワーク化

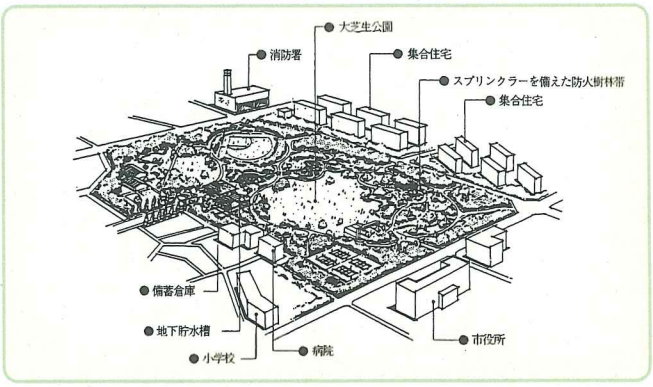

防災公園のイメージ

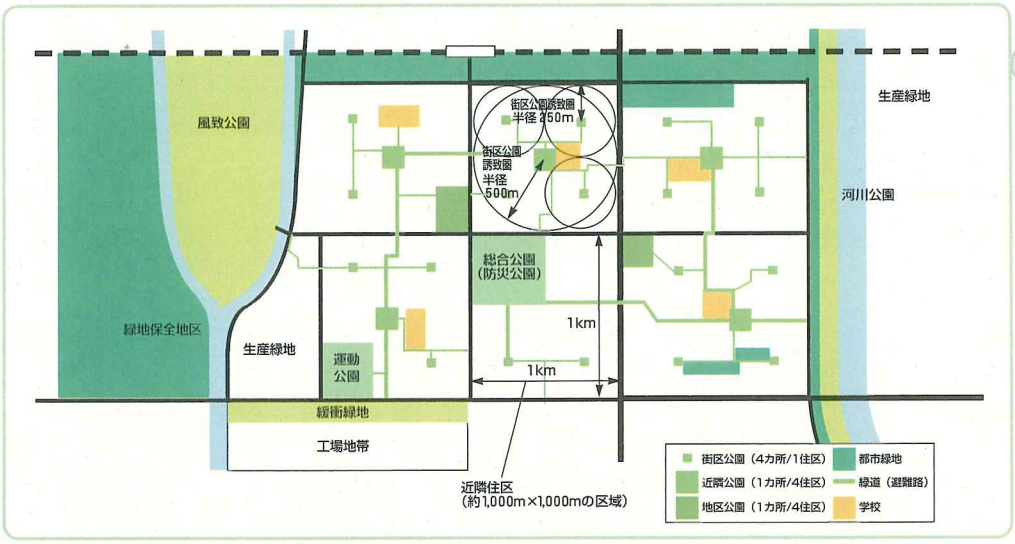

都市公園の配置ネットワーク

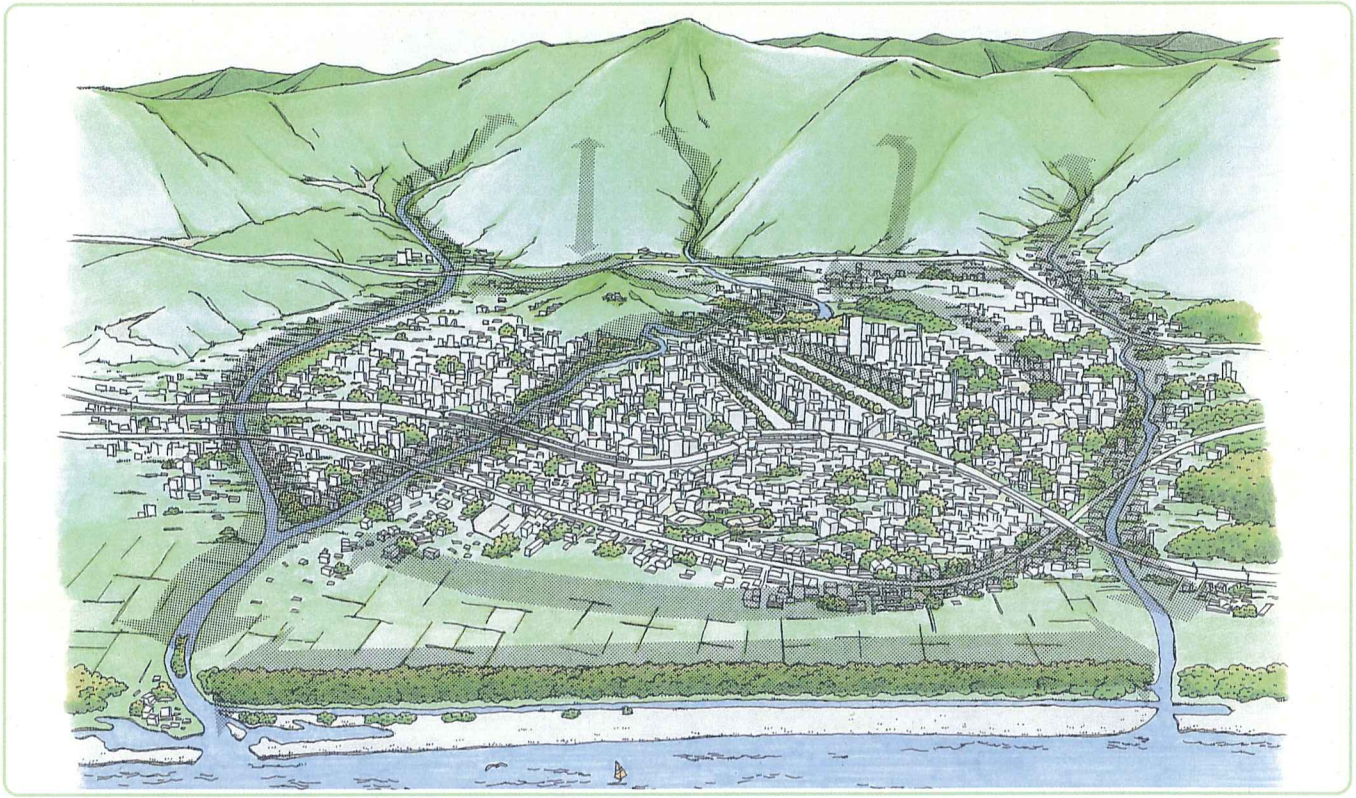

都市と自然環境の結びつきのイメージ

みどりを育成します

十和田湖町の「花いっぱい運動」

青森市内の公園緑化活動

テーマ

パートナーシップによる「みどり」の育成

住民・企業等の様々なセクターが「みどり」のまちづくりに参加・協力できるシステムづくりを進めます。

1. 人材・団体の育成と活用
2. 緑化情報の提供
3. パートナーシップによるみどりの推進

公園や生活環境の整備、緑化活動などに、活用の可能性は無限です。

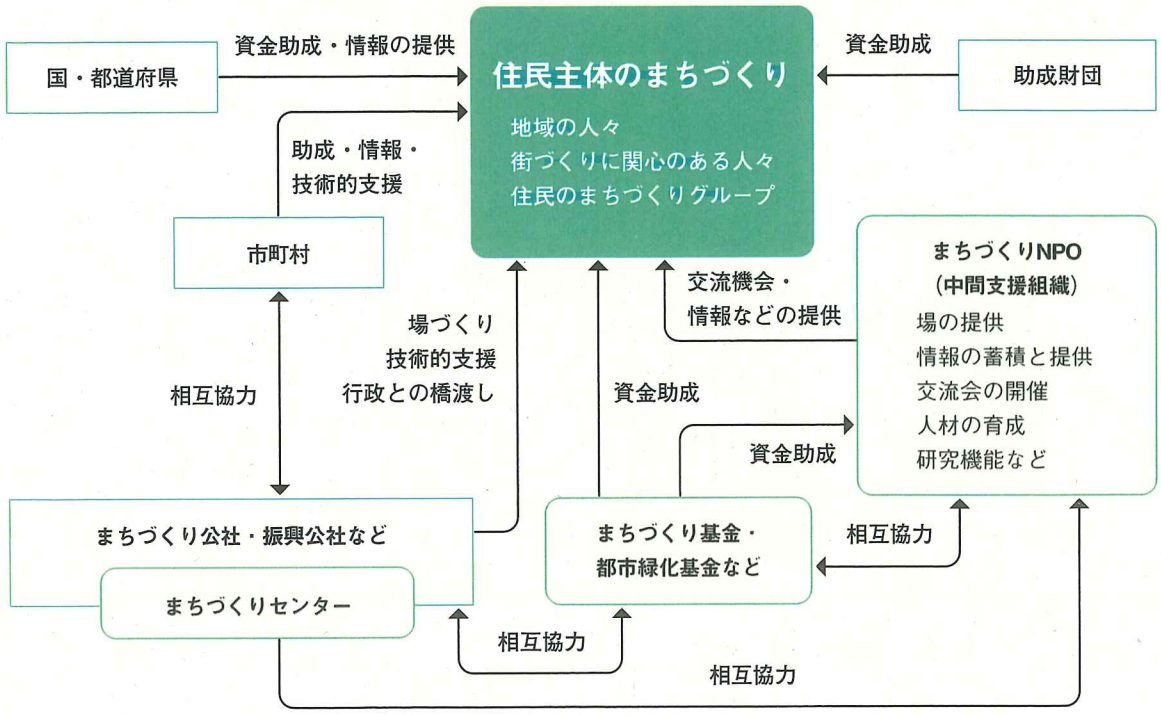

住民主体のまちづくり・仕掛けのイメージ

青森県広域緑地計画の概要

緑は、水源の涵養や土砂流出等の県土の保全上の機能をはじめ、野生生物の生息環境の確保、植物の二酸化炭素の吸収や蒸発散作用等によるヒートアイランド現象の緩和等の都市微気象の調節、避難空間の形成や延焼防止等による防災性の向上、レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、潤いある都市景観の形成等の多様な機能を有しており、さらには四季の変化等によるわが県固有の文化の形成にも大きな役割を果たすなど人々の生活の中でかけがえのないものです。

また、先般の阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、公園緑地の避難地としての機能や延焼防止効果、土砂災害に対する緩衝作用など緑の持つ防災機能が改めて評価されています。

このため、緑を県民共有の財産として、また未来へ引き継ぐ資産として認識するとともに、均衡ある県土の発展を図りつつ、県土の基盤となる緑を大切に守り育て、人々が真に豊かな生活を実感できる快適で安全な地域づくりを推進する必要があります。

特に、急速に緑が失われてきた都市部や緑の荒廃が懸念される中山間地域等においては、積極的な緑の保全、創出を図ることが急務となっています。

従来、都市公園等の整備に関する計画として「緑のマスタープラン」を策定し、緑に関する施策の展開を図ってきました。

しかし、県民の緑に対する新たなニーズに対応して行くためには、従来にも増して公共施設をはじめとする各事業の中で緑化に対する取り組みを進める必要があります。また、緑地の保全及び緑化に関する諸施策を総合的かつ体系的に図ることが求められています。

このような背景のもと、平成6年6月に都市緑地保全法が改正され、緑豊かで快適な、そして個性的な都市づくりを進めるため市町村が定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する計画」（緑の基本計画）が制度化されました。

そこで、県では、一つの市町村の範囲を超えた広域的な視点からの緑に関する計画（広域緑地計画）を定めるものです。

1 計画策定の目的

都市における緑を回復、保全し、自然と人間が共生する緑豊かな都市を形成し、県民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくことは、現在の最重要課題の一つです。

従来から、都市整備の一環として、都市公園等の計画的な整備等により、緑とオープンスペースの確保を図ってきたところですが、地域住民の日常生活における自然とのふれあいに対する要求の高まり等を踏まえ、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を図ります。そのためには、行政・県民・企業等が一体となって総合的かつ計画的な施策を推進する必要があります。

また、新青森県長期総合プランでは、“県民を主人公とする地域の自律的発展力の『充実』への転換”を課題とし、4つの“時代のキーワード”の1つに“『緑』と共に生きる時代”を掲げています。

そこで、「青森県広域緑地計画」においては、緑に関する目標を設定し、緑の保全・創造・育成方針や配置方針等、本県における緑の計画の基本となる事項について定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地保全法の改正や「新青森県長期総合プラン」を踏まえた、都市の緑とオープンスペースに関する総合的計画として位置づけられます。

また、環境・景観部門等の計画との整合を図るとともに、市町村が策定する「緑の基本計画」に反映されるものです。

3 対象圏域と期間

本計画は、一つの市町村の範囲を越えた広域的な視点からの緑地の整備目標等を定めるものであり、基本的には都市計画区域を対象とします（25都市計画区域：8市24町4村）。しかし、青森県にふさわしい計画とするためには、県土全体を視野に入れた計画理念や概念を考慮する必要があります。

本計画の目標年次は、20年後の平成30（2018）年とし、10年後の平成20（2008）年を中間目標年次と定めます。また、本計画は、計画の進捗状況や社会動向、各市町村の「緑の基本計画」の策定状況等を総合的に勘案し、適宜、見直しを行うものとします。

4 みどりの課題

1. 緑の保全の課題

緑の骨格の保全
・緑の骨格として山地、河川、海岸等の自然環境の保全が必要です。

動植物の生息生育空間の保全
・身近な野生動植物の生息生育空間の保全・創出を図る必要があります。

緑のふるさと景観の保全
・都市のフリンジを形成する緑地、山地等と連続した緑地の保全を図る必要があります。

歴史文化資源及び周辺緑地の保全
・歴史文化資源とともに、周辺の緑地環境や景観の保全が必要です。

2. 緑の創造の課題

自然とのふれあいの場の創造
・レクリエーションや観光拠点としての整備が必要です。
・環境学習等の場としての整備と活用が求められています。

歴史文化資源及び周辺緑地の創出
・歴史文化資源の特性を活かした緑地の創出が必要である。

住民ニーズに対応した都市公園の整備
・歩いて行ける公園の整備が必要です。
・高齢者や障害者等の利用に配慮した整備が求められています。
・防災機能の強化が必要です。
・地域資源を生かした整備が必要です。
・文化施設等との複合型の整備が必要です。

公共施設・民有地の緑化
・まちづくりに貢献する緑の創出が必要です。
・生態系に配慮した道路、河川等の復元及び整備が必要です。
・住宅地や商業地における住民主体の緑化が求められています。

緑化による都市防災機能の強化
・公園などの避難所の適正な配置が必要です。
・緑地による延焼遮断帯の整備が必要です。
・防風林等による、県土保全、生活基盤の維持が必要です。

3. 緑のネットワークの課題

河川軸などのネットワーク化
・山地から都市、海に続く、河川や道路を軸とした緑のネットワーク化が必要です。

ビオトープのネットワーク化
・動植物の生息生育環境としてビオトープのネットワーク化が必要です。

防災ネットワーク
・避難等のための防災拠点や延焼遮断帯のネットワーク化が必要です。

4. 緑の育成の課題

パートナーシップによる緑化
・行政と住民、企業の連携による緑の創出が求められています。

緑の情報システムの充実
・緑化に関する情報提供による普及、イベントの開催等による緑化の推進が必要です。

人材の育成と活用
・緑化推進に関するリーダーとなる人材の育成が求められています。
・緑化活動への高齢者の技術や経験の活用が求められています。

5 基本理念

本県の豊かな自然環境は、都市を包み込み人々の生活と深い関わりをもっています。

白神山地や八甲田山系に代表される豊かな自然環境は、人間のみならず野生動植物にとっても貴重な空間であり、都市の景観や個性を決定する要素であるとともに、環境保全や余暇活動、観光地として重要な役割を果たしています。

さらに、三内丸山遺跡や十三湊遺跡に代表される歴史文化資源は、豊かな自然環境と一体となって、本県の個性や風土を形成し、県民の誇りとなっています。

そして、自然環境や歴史文化資源と一体となった都市内の豊かなみどりは、日常生活への潤いと個性的な街並みを形成し、都市の安全性を高めるとともに、レクリエーション活動の場を与えています。

本県のみどりの特性を踏まえながら、「**多様な効用を持つみどりを保全･創造し、県民が真に豊かさを実感できる生活環境として、潤いに満ちた質の高いみどりのまちづくりを目指す。**」を基本理念とします。

6 基本方針

本計画では、計画の課題、前提、基本理念と総括的テーマを踏まえ、みどりの保全･創造･育成及びネットワークの形成に関する4つの基本方針を定め、みどり豊かなまちづくりを目指します。

総括的テーマ「豊かなみどりでつづる･青い森」

- **「自然環境や都市景観の保全」**
  先人から受け継いだ貴重で優れた「みどり」の保全
- **「都市の活力や魅力的な生活の創造」**
  次世代へ贈る質の高い「みどり」の創造
- **「景観向上、防災等のためのネットワークの形成」**
  かけがえのない「みどり」のネットワークの形成
- **「まちづくりの主体形成と協働の取り組み」**
  パートナーシップによる「みどり」の育成

7 目標水準

1. 緑地確保の目標

目標年次までに市街化区域（未線引き都市においは、市街化区域相当区域）の緑地率が3割を上回ることを目標とします。

2. 都市公園として整備すべき緑地の目標

中間年次: 現在、都市計画決定済み未開設都市公園の半数の整備を完了するものとして、一人当たり16㎡を上回ることを目標とします。

目標年次: 都市公園の整備水準が人口一人当たり20㎡を上回ることを目標とします。

本県では、都市計画区域内の人口一人当たり11.3㎡の都市公園が整備されています。

しかし、その整備率には市町村間での整備水準の格差が生じており、今後は、格差の是正を図りつつ目標水準に達するよう務めます。

現在、都市計画決定済み未開設都市公園は約1,280haであり、全ての整備が行われた場合、一人当たり面積は約21㎡となることから早期の整備を図ります。

■都市公園の施設として整備すべき緑地の目標水準

	整備目標量	一人当たり面積
現　況（1996年）	1,370ha	11.3㎡／人
中間年次（2008年）	約1,970ha	約16㎡／人
目標年次（2018年）	約2,500ha	約20㎡／人

3. 広域公園として整備すべき緑地の目標

目標年次における広域公園の整備水準が人口一人当たり5㎡を上回ることを目標とします。

本県では、現況（平成8年度末）で一人当たり2.5㎡が整備されていますが、今後は、広域的な視点から配置バランス、ネットワークや地域の個性等を考慮しながら広域公園の整備を図っていきます。

■広域公園の施設として整備すべき緑地の目標水準

平成8年度末	開設済み	304ha
	整備又は計画中	146ha
目標年次までに整備すべき面積		200ha
合　計		650ha

■青森県広域緑地計画策定「青森県緑の懇談会」委員名簿

座長委員	蓑茂　寿太郎	東京農業大学地域環境科学部教授
委員	北原　啓司	弘前大学教育学部助教授
委員	清川　繁人	青森大学工学部講師
委員	小林　勝	弘前市公園緑地協会
委員	月館　敏栄	八戸工業大学工学部助教授
委員	目時　照子	十和田湖町連合婦人会
委員	和田　満郎	東奥日報社論説委員長

豊かなみどりで
つづる
青い森計画

―輝くあおもり新時代―

活彩あおもり

編集・発行

青森県土木部都市計画課

〒030-0861 青森県青森市長島1-1-1
TEL 0177-22-1111

発行日／平成10年6月